

# 平成 22 年度のソーラーシステムが対象となる 助 成 制 度 (国・団体等)

## 目 次

### 1. 補助金

- (1) 新エネルギー等導入加速化支援対策事業  
(新エネルギー等事業者支援対策事業) …………… 1
- (2) 新エネルギー等導入加速化支援対策事業  
(地域新エネルギー等導入促進事業) …………… 2
- (3) 地方公共団体対策技術率先導入補助事業…………… 3
- (4) ソーラー環境価値買取事業…………… 3
- (5) 地域の特徴的温暖化対策機器普及促進事業…………… 3
- (6) 家庭用太陽熱利用システム普及加速事業…………… 4
- (7) 住宅・建築関連先導技術開発助成事業(共同開発事業) …………… 4

### 2. 融資等

- (1) 住宅金融支援機構のリフォーム融資【経過措置】…………… 5
- (2) 住宅金融支援機構の環境共生住宅割増融資【経過措置】…………… 6
- (3) 日本政策金融公庫 中小企業事業の環境・エネルギー対策貸付  
(環境・エネルギー対策資金) …………… 7
- (4) 日本政策金融公庫 国民生活事業の環境・エネルギー対策貸付  
(環境・エネルギー対策資金) …………… 7
- (5) 日本政策金融公庫 国民生活事業の生活衛生貸付…………… 8

### 3. 税制

- エネルギー需給構造改革投資促進税制…………… 9

## 1. 補助金

### (1) 新エネルギー等導入加速化支援対策事業（新エネルギー等事業者支援対策事業）

補助対象事業	先進的な新エネルギー等利用設備であって、交付要件、規模要件等を満たす設備を導入する事業
補助対象事業者	太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー利用、天然ガスコージェネレーション、燃料電池、雪氷熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、水力発電、地熱発電及びマイクログリッドに関する新エネルギー利用等の設備導入事業を行う民間事業者等
補助対象経費	[設計費] 新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置の設計費、システム設計費（風力のみ耐震設計のボーリング調査など耐震等調査費を含む）。 [設備費] 新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変・畜電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む）、据付け、輸送、保管に要する費用。 [工事費] 新エネルギー等の導入事業に不可欠な工事に要する経費。 [諸経費] 新エネルギー等の導入事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金（電力、水道、ガス）、管理費（旅費、会議費等））。
補助率	補助対象経費の1/3以内。ただし、太陽光発電、風力発電、天然ガスコージェネレーション及びマイクログリッドについては、別途上限等が定められています。
補助期間	原則単年度。ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については最大4年までとします。
補助金申請先	〒170-0013 東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 住友不動産東池袋ビル 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 「新エネルギー等事業者支援対策事業」業務グループ TEL：03-5979-7621（太陽光発電、太陽熱利用） TEL：03-3984-8006（上記以外） 新エネルギー導入促進協議会ホームページ： <a href="http://www.nepc.or.jp/">http://www.nepc.or.jp/</a>

(2) **新エネルギー等導入加速化支援対策事業**（地域新エネルギー等導入促進事業）

補助対象事業	地方公共団体、又は非営利民間団体が新エネルギー等の導入のための計画に基づき実施する設備導入事業（地方公共団体枠、非営利民間団体枠）及び地方公共団体と民間事業者が連携し、地域一体となって取り組む新エネルギー等の設備導入事業（社会システム枠）を補助対象事業とします。補助金の交付に当たっては普及啓発事業も併せて実施していただくことが必要です。
補助対象事業者	地方公共団体、非営利民間団体、社会システム枠
補助対象経費	<p>〔設計費〕新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置等の設計費（風力発電のみ耐震設計のボーリング調査など、耐震等調査費を含む）。</p> <p>〔設備費〕新エネルギー等の導入事業に必要な機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配・変・蓄電設備及びこれらに付帯する設備の購入、製造（改造含む）、据付、輸送、保管に要する費用。</p> <p>〔工事費〕新エネルギー等の導入事業に不可欠な工事に要する経費</p> <p>〔諸経費〕新エネルギー等の導入事業を行うために直接必要なその他経費（工事負担金（電力、水道、ガス）、管理費、会議費等）。</p>
補助率	補助率は、補助対象経費の1/2以内が基本となりますが、太陽光発電、風力発電、天然ガスコージェネレーションについては、別途上限等が定められています。
補助期間	地方公共団体、非営利民間団体及び社会システム枠とも原則単年度事業とします。 ただし、事業工程上単年度では事業完了が不可能であると確認できる事業については、エネルギー種により補助対象期間が設定されています。
補助金申請先	<p>〒170-0013 東京都豊島区東池袋三丁目13番2号 住友不動産東池袋ビル 一般社団法人新エネルギー導入促進協議会 「新エネルギー等事業者支援対策事業地域新エネルギー等導入促進事業」 業務グループ TEL：03-5979-7621（太陽光発電、太陽熱利用） TEL：03-3984-8006（上記以外） 新エネルギー導入促進協議会ホームページ：<a href="http://www.nepc.or.jp/">http://www.nepc.or.jp/</a></p>

### (3) 地方公共団体対策技術率先導入補助事業

補助対象者	① 小規模な地方公共団体（※1） ② 小規模な地方公共団体の施設にシェアード・セイビングス・エスコを用いて省エネ設備を導入する民間団体等 （※1） 都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市を除く
補助対象事業	① 小規模な地方公共団体への先端的な再生可能エネルギー、省エネルギー設備の率先導入 ② 小規模な地方公共団体の施設へのシェアード・セイビングス・エスコ事業
補助対象経費	設備の導入に必要な費用 補助率：1/2（上限）、600万円（①の事業の下限）
事業予算	3億円（平成22年度）
補助金申請先	環境省地球環境局地球温暖化対策課 〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 TEL：03-3581-3351 内線 6780 FAX：03-3580-1382

### (4) ソーラー環境価値買取事業

補助対象者	民間事業者
補助対象事業	業務用太陽光発電設備（20kW以上、500キロワット以下に限る。）を設置する事業で、以下の要件に該当するもの ・ 太陽光発電設備から生じる環境価値を設置後5年間、環境省へ納める ・ 全量自家消費と見なせること ・ 太陽光発電のグリーン電力証書の発行事業者と共同申請する者であること
補助対象経費	太陽光発電設備1kW当たり30万円を上限とする定額
事業予算	4.5億円（22年度）
補助金申請先	環境省地球環境局地球温暖化対策課 〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 TEL：03-3581-3351 内線 6780 FAX：03-3580-1382

### (5) 地域の特徴的地球温暖化対策機器普及促進事業

補助対象者	民間事業者（地球温暖化対策地域協議会の活動の一環として、先進的機器の導入を行う一般家庭、民間事業者等）
補助対象事業	・ 太陽熱利用冷暖房システム ・ 窓用等透過型太陽光発電システム
補助対象経費	補助率：1/3（上限）
事業予算	2.6億円（22年度）
補助金申請先	環境省地球環境局地球温暖化対策課 〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 TEL：03-3581-3351 内線 6780 FAX：03-3580-1382

(6) 家庭用太陽熱利用システム普及加速事業

補助対象者	民間事業者（リース方式により利用者の住宅に設置する設置事業者、もしくはリース事業者）
補助対象事業	強制循環式ソーラーシステムであって、BL 部品認定を受け、かつ集熱器面積が 100 m <sup>2</sup> 未満の未使用品を住宅に設置する事業
補助対象経費	補助率：1/2（上限）、一戸当たりの工事費の上限 120 万円
事業予算	15 億円(21 年度第 2 次補正予算)
補助金申請先	環境省地球環境局地球温暖化対策課 〒100-8975 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2 TEL：03-3581-3351 内線 6780 FAX：03-3580-1382

(7) 住宅・建築関連先導技術開発助成事業（共同開発事業）

補助対象者	複数の民間事業者等から構成される共同体限定 * 国及び地方公共団体は、構成員となることは出来ない
補助対象開発テーマ	住宅及び住宅以外のオフィスビル等の建築物に関する先導的技術の開発で、次の 3 つのテーマ何れかに該当するもの。 ①住宅等におけるエネルギーの効率的な利用に資する技術開発 例えば、 ・パッシブデザイン等省エネ効果の高い計画技術の開発 ・自然エネルギー効率的な利用に資する技術の開発等 ②住宅等に係る省資源、廃棄物削減に資する技術開発 ③住宅等の安全性の向上に資する技術開発 * 応募者は 3 つのテーマのそれぞれについて、1 つに限り応募する事が出来る。
応募要件	応募者の構成員は、2 以上であることとし、単独での応募は出来ない。 また、以下の要件を満たす必要がある。 ①技術開発を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること ②技術開発を的確に遂行するために必要な経費のうち自己負担分の調達に関し、十分な経理的基礎を有すること ③技術開発に係る経理その他の事務について、的確な管理体制及び処理能力を有すること ④技術開発終了後の実用化を達成するために必要な能力を有すること
開発期間	原則単年度事業 * 特段の理由がある場合は、技術開発の期間を最長 3 年までとすることができる
補助率	1/2 以内（1.8 億円/年・件を限度とする） * 間接経費は、直接技術開発経費の 30%以内 * 国のほかの補助金との重複は認められない
公募期間	平成 22 年 1 月 27 日(水)～平成 22 年 3 月 5 日(金)
問い合わせ先	国土交通省住宅局住宅生産課 TEL:03-5253-8111(内線 39421) FAX：03-5253-1629

## 2. 融資等

### (1) 住宅金融支援機構のリフォーム融資【経過措置】(平 22. 6. 4 現在)

融 資 対 象 者	機構が行うリフォーム融資【経過措置】のお申込者。 <u>リフォーム融資【経過措置】のお申込みにあたっては、住宅債券(つみたてく          ん)の積立者及び住宅積立郵便貯金の積立者で一定の要件を満たす方がご利用          可能。</u> 詳しくは機構ホームページ <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a> をご覧ください。			
融 資 対 象 工 事	工事完了後の住宅部分の床面積が 50 ㎡以上の住宅。 (共同住宅の場合は 40 ㎡以上) ソーラー関連優遇としては、 ・「太陽熱利用給湯システム」を取り替える又は新設する場合、改築工事の基本融資額を適用。 ・「太陽光発電システム」又は「パッシブソーラーシステム」を設置する場合、政策誘導型リフォームの基本融資額を適用。 (機構確認番号が付されたシステムを設置する場合に限る)			
融 資 額 (100 万円以上)	基本融資額	増築工事 改築工事 (増・改築を伴う工事)	修繕・模様替え (増・改築を伴わない工事)	
	政策誘導型リフォーム	1,000 万円	500 万円	
	上記以外のリフォーム	530 万円	240 万円	
* 住宅部分のリフォーム工事にかかる費用(工事費)の 80%が上限。 * 政策誘導型リフォームとは、より質の高い住宅にするため、機構の定める工事を行うリフォームの事。省エネルギー設備を設置する工事や高齢者対応の設備を設置する工事、地震に備えて建物を補強する工事等がある。				
融 資 利 率	工事完了後の住宅部分の床面積等		基本融資額	
			返済期間が 1年以上10年 以下の場合	返済期間が 11年以上20 年以下の場合
	50 ㎡以上(共同住 宅は 40 ㎡以上) 175 ㎡以下	基準金利適用工事を伴う リフォーム	2.26%	2.55%
		上記以外のリフォーム	2.36%	2.65%
175 ㎡超		2.51%	2.80%	
* 基準金利適用工事とは、機構の定めるバリアフリー又は省エネルギー工事を伴うリフォーム				
返 済 期 間	20 年以内(1 年単位で返済期間を設定) * 80 歳になるまでに完済できるように設定			
返 済 方 法	元金均等毎月払い又は元利均等毎月払いのいずれかを選択 (ボーナス併用払いも可)			
担 保	建物又は建物と土地に抵当権を設定する。			
問 い 合 わ せ 先	住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0570-0860-35 ホームページ <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a>			

(2) 住宅金融支援機構の環境共生住宅割増融資【経過措置】(平 22. 6. 4 現在)

融 資 対 象 者	<p>機構が行うマイホーム新築融資等【経過措置】のお申込者。  <u>マイホーム新築融資等【経過措置】のお申込みにあたっては、住宅債券(つみたてくん)の積立者及び住宅積立郵便貯金の積立者で一定の要件を満たす方がご利用可能。</u>詳しくは機構ホームページ <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a> をご覧ください。</p>			
対 象 工 事 及 び 限 度 額	<p>(1) 省エネルギー住宅工事(次世代型 250 万円)(一般型 100 万円)          機構の定めた一定の断熱構造基準に適合するよう屋根又は天井、壁、床に断熱材を入れ、開口部に二重サッシ等を施工する工事。          次世代型は、気密性能を確保する事など一般型より省エネルギー性能の高い基準となっている。          一般型については、温暖な地域で躯体の断熱工事のみで 50 万円の割増融資を受けられる。  <b>【パッシブソーラーシステム併設の場合】</b>          (次世代型 400 万円)          (一般型 250 万円(開口部断熱なしの場合は 200 万円))          上記の省エネルギー型住宅工事と併せて、太陽エネルギー利用率が 30%以上であることが確認されたパッシブソーラーシステム(機構確認番号が付与されたもの)を設置する工事。</p> <p>(2) 省エネルギー型設備設置工事</p> <p>① 太陽光発電設備設置型(200 万円)          一定の省エネルギー性能を有することが確認された太陽光発電設備(機構承認番号が付与されたもの)を出力 3kW 以上となるよう設置する場合に、200 万円の割増融資が利用できる。</p> <p>② 暖冷房・給湯設備設置型(150 万円)          一定の省エネルギー性能を有することが確認された暖冷房設置及び給湯設備(機構承認番号が付与されたもの)を設置する場合に、150 万円の割増融資が利用できる。  <b>[暖冷房設備の機能]</b> 次のいずれかの機能を有するもの          a. 2 以上の居室等の暖冷房機能、b. 4 以上の居室等の暖房機能、          c. 10 m<sup>2</sup>以上の床暖房パネルによる暖房機能  <b>[給湯設備の機能]</b> 浴室、炊事室、洗面所等への給湯機能(ガス給湯器・石油給湯器は浴槽内の湯の追焚等機能付き。電気温水器は保温機能付であるもの。注：太陽熱利用給湯設備の場合は、追焚等機能は不要)</p> <p>③ 換気設備設置型(50 万円)          全ての居室を計画的に換気する事ができる一定の性能を有する 24 時間機械換気設備を設置する場合に、50 万円の割増融資が利用できる。</p>			
融 資 条 件	利 率	住宅の区分		適用される金利
175 m <sup>2</sup> 以下		基準金利適用住宅	3.18%	
		上記以外の住宅	3.28%	
	175 m <sup>2</sup> 超～280 m <sup>2</sup> 以下		3.43%	
償還期間：10～35 年以内 ※80 歳になるまでに完済できるように設定				
問 い 合 わ せ 先	<p>住宅金融支援機構 お客様コールセンター 0570-0860-35          ホームページ <a href="http://www.jhf.go.jp/">http://www.jhf.go.jp/</a></p>			

(3) 日本政策金融公庫 中小企業事業の環境・エネルギー対策貸付  
 [環境・エネルギー対策資金] (平22.6.1現在)

融資対象設備	太陽熱利用設備、太陽光発電設備
融資対象企業	製造業、建設業、運輸業などは資本金3億円以下又は従業員300人以下。卸売業は資本金1億円以下又は従業員100人以下。小売業は資本金5千万円以下又は従業員50人以下。サービス業は資本金5千万円以下又は従業員100人以下。
融資限度額	直接貸付……………7億2千万円 代理貸付……………1億2千万円
融資利率	基準利率 ただし、2億7000万円を限度に特定の設備については特別利率③。 信用リスク、融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。
返済期間	15年以内(据置2年以内)
返済方法	原則として1ヵ月賦返済
問い合わせ先	日本政策金融公庫 中小企業事業相談センター窓口 フリーダイヤル 0120-868-121 及び取り扱い金融機関 ホームページ ( <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a> )

(4) 日本政策金融公庫 国民生活事業の環境・エネルギー対策貸付  
 [環境・エネルギー対策資金] (平22.6.9現在)

融資対象設備	太陽熱利用設備、太陽光発電設備
融資対象企業	製造業、建設業、運輸業などは資本金3億円以下又は従業員300人以下。卸売業は資本金1億円以下又は従業員100人以下。小売業は資本金5千万円以下又は従業員50人以下。サービス業は資本金5千万円以下又は従業員100人以下。
融資限度額	7,200万円
融資利率	年1.25%~3.10%(注)
返済期間	15年以内(据置2年以内)
返済方法	原則として1ヵ月賦返済
問い合わせ先	日本政策金融公庫各支店 事業ローンコールセンター 03-3345-4649 こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 052-563-4649 こくきんビジネスサポートプラザ大阪 06-6315-4649 日本政策金融公庫ホームページ ( <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a> )

(注) 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。また、利率はご返済期間、担保・保証人の有無などにより異なります。

(5) 日本政策金融公庫 国民生活事業の生活衛生貸付(平 22. 6. 9 現在)

融資対象設備	太陽熱利用冷温熱装置、太陽光発電設備			
融資対象者	資本金 5,000 万円以下又は従業員 100 人以下の下記業種の方。ただし食肉販売業・食鳥肉販売業、氷雪販売業は従業員 50 人以下。旅館業は従業員 200 人以下。興行場営業は資本金 3 億円以下。クリーニング業は資本金 3 億円以下又は従業員 300 人以下。 (注) 食肉卸売業、食鳥肉卸売業、氷雪卸売業は資本金 1 億円以下又は従業員 100 人以下。			
融資限度額	業種	限度額		
		一般貸付	振興事業貸付	
	・飲食店営業 ・食肉販売業 ・氷雪販売業 ・理容業	・喫茶店営業 ・食鳥肉販売業 ・美容業	7,200 万円	1 億 5,000 万円
	・クリーニング業 (注 <sup>1</sup> )		1 億 2,000 万円	3 億円
	・興行場営業		2 億円	7 億 2,000 万円
	・旅館業		4 億円	7 億 2,000 万円
	・一般公衆浴場業		3 億円	
	・サウナ営業		2 億円	
融資利率	年 1.25%～3.10% (ただし、一般公衆浴場業は年 0.75%～2.60%) (注 <sup>2</sup> )			
返済期間	一般貸付：13 年以内 (据置 1 年以内) (一般公衆浴場業は 30 年以内) 振興事業貸付：18 年以内 (据置 2 年以内)			
返済方法	原則として 1 ヶ月賦返済			
問い合わせ先	日本政策金融公庫各支店 事業ローンコールセンター 03-3345-4649 こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 052-563-4649 こくきんビジネスサポートプラザ大阪 06-6315-4649 日本政策金融公庫ホームページ ( <a href="http://www.jfc.go.jp/">http://www.jfc.go.jp/</a> ) 都道府県生活衛生営業指導センター、都道府県生活衛生同業組合			

(注<sup>1</sup>) クリーニング取次業 (平成 16 年 4 月 16 日現在クリーニング業を営んでいたものであって、同日以降クリーニング取次業に事態転換したものに限る。) の限度額は、一般貸付、振興事業貸付とも 4,800 万円。

(注<sup>2</sup>) 利率は金融情勢によって変動しますので、お借入金利(固定)は、記載されている利率とは異なる場合があります。また、利率はご返済期間、担保・保証人の有無などにより異なります。

### 3. 税制

#### エネルギー需給構造改革投資促進税制

##### 1) 適用対象者

青色申告書を提出する個人及び法人

##### 2) 対象設備（ソーラーシステム関係分のみ記載）

財務省告示第 148 号別表四（18.3.31 付） 新エネルギー利用設備等

番号	機械その他の減価償却資産
1	太陽熱利用集蓄熱装置 集熱面積が 75 平方メートル以上の太陽集熱器及び熱媒を循環させる機構を有するもののうち、当該太陽集熱器、蓄熱槽、補助熱源装置、専用の自動調整装置及び配管並びにポンプ又は送風機を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の温水加熱吸収式もしくはランキンサイクルエンジン駆動式冷凍機又は冷却機を含む。
9	太陽光発電設備 太陽光エネルギーを直接電気に変換するもので、これと同時に設置する専用の架台、集光装置、追尾装置、蓄電装置、制御装置、直交変換装置又は系統連系用保護装置を含む。

##### 3) 適用期間

平成 20 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に取得されたもの

##### 4) 税額控除又は特別償却

対象設備を適用期間内に取得、製作又は建設して、その後一年以内に事業の用に供した場合に、次の税額控除又は特別償却が認められる。

###### ① 税額控除

中小企業者等(※)に限り取得価額の 7%相当額を当期の法人税又は所得税額から控除する事が認められる。

ただし、当期の税額の 20%相当額を限度とする。控除不足額については、1 年の繰越が認められる。

(※) 大企業の子会社等を除く資本金 1 億円以下の法人又は資本・出資を有しない法人のうち従業員が 1,000 人以下の法人。  
個人事業者においては従業員が 1,000 人以下のもの。

###### ② 特別償却

普通償却の他に取得価額の 30%相当の特別償却が認められる。また、特別償却不足額について 1 年の繰越が認められる。

更に、現行の特別償却の場合は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで、初年度即時償却(100%)が認められる。

##### 5) 他の制度と同時適用の停止

本制度と他の特別償却等の制度を同時に適用する事は出来ない。なお、固定資産税の減免措置の対象となっている者とは、同時に適用を受けることができる。

##### 6) 申告の仕方

対象設備を取得等して、その事業の用に供した事業年度の青色申告書による確定申告書等に、特別償却の場合はその償却限度額の計算に関する明細書を添付し、税額控除の場合は、その控除を受ける金額の申告の記載があり、かつその金額の計算に関する明細書を添付する。(申告書は各税務署においてある。)